

# 司法試験ガイドンス 2024

—— 裁判官・検察官・弁護士になりたいあなたへ

同志社大学  
Doshisha University



はじめに

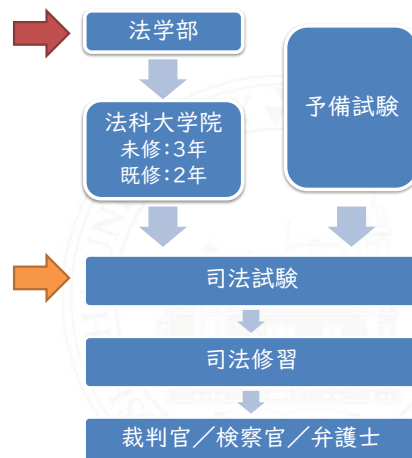
## 法曹とは？

(広義) 法律を扱う専門職

(狭義) 裁判官、検察官、弁護士

=法曹三者

## 法曹になるためには？



Doshisha University

そもそも「法曹」とは、何を意味する言葉なのでしょうか。

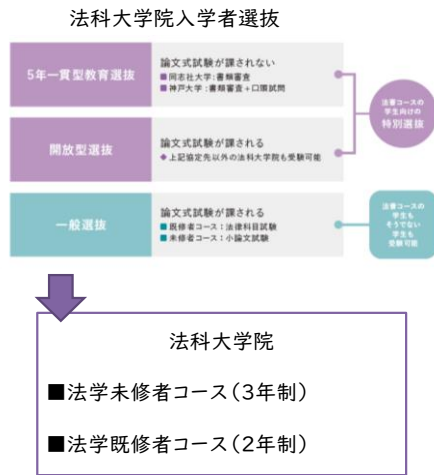
「法曹」は、広義には、法律を扱う専門職を意味することもあります。狭義には、裁判官・検察官・弁護士を意味しています。裁判官・検察官・弁護士は、「法曹三者」と呼ばれることもあります。

では、この狭義の「法曹」、つまり、裁判官・検察官・弁護士になるためには、どうすればよいのでしょうか。法曹になるためには、司法試験に合格したうえで、司法修習を修了する必要があります。

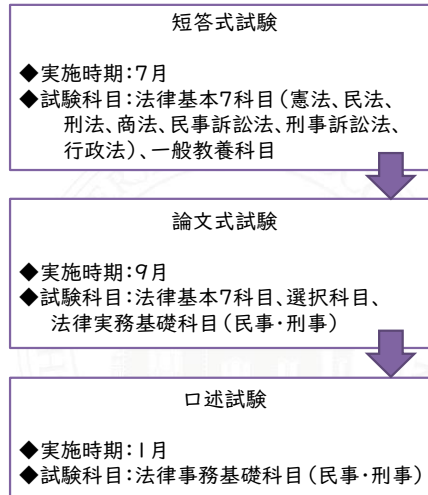
みなさんは、いま、法学部に入学したところです(赤い矢印)。この先、司法試験を受けるためには(オレンジの矢印)、①法科大学院に進学するか、②予備試験に合格する必要があります。

司法試験を受験するまで

### 法科大学院ルート



### 予備試験ルート



Doshisha University

司法試験を受験するための2つのルートについて、もう少し詳しくみてみましょう。

第1に、法科大学院への進学というルートについて。

法科大学院に進学するためには、その入学試験（法科大学院入学者選抜）に合格する必要があります。

法科大学院の入学試験にはいくつかの種類があり、「法曹コース」修了者向けの「特別選抜」と、それ以外の人も受験可能な「一般選抜」とがあります。

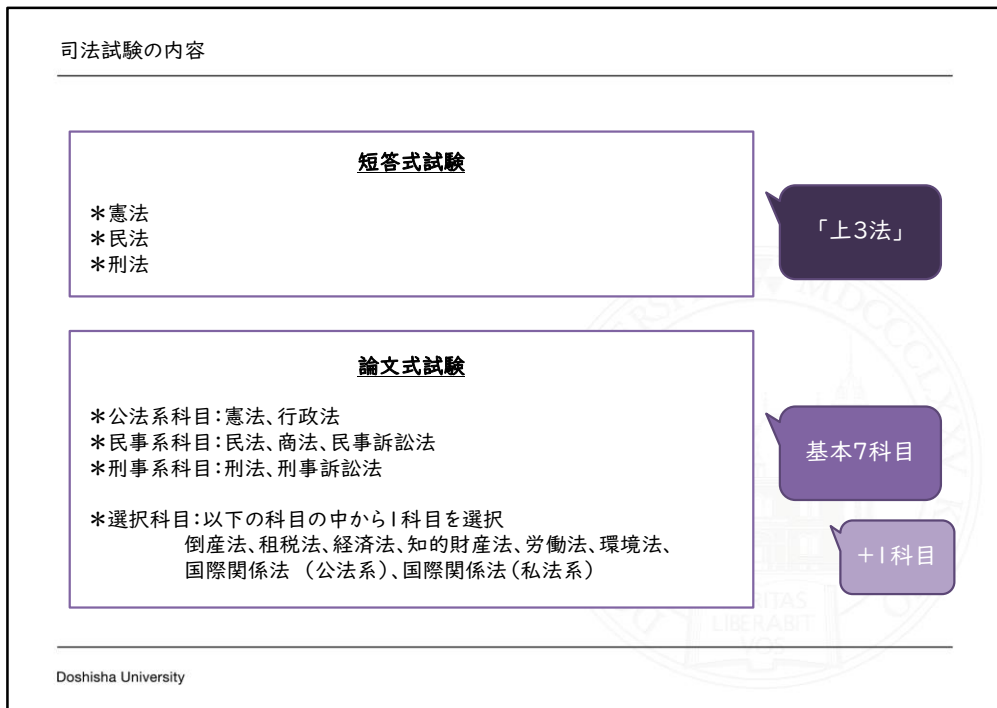
これらのいずれかの入学試験に合格すれば、法科大学院に入学することができます。

法科大学院には、未修者コース（3年制）もありますが、法学部生であるみなさんは、既修者コース（2年制）を目指すことになるでしょう。

法科大学院を修了すれば、司法試験の受験資格を得ることができます。また、2023年度から、法科大学院在学中に司法試験を受験することもできるようになりました。

第2に、予備試験への合格というルートについて。

予備試験では、①短答式試験、②論文式試験、および③口述試験が実施されます。これらすべての試験に合格すれば、司法試験の受験資格を得ることができます。



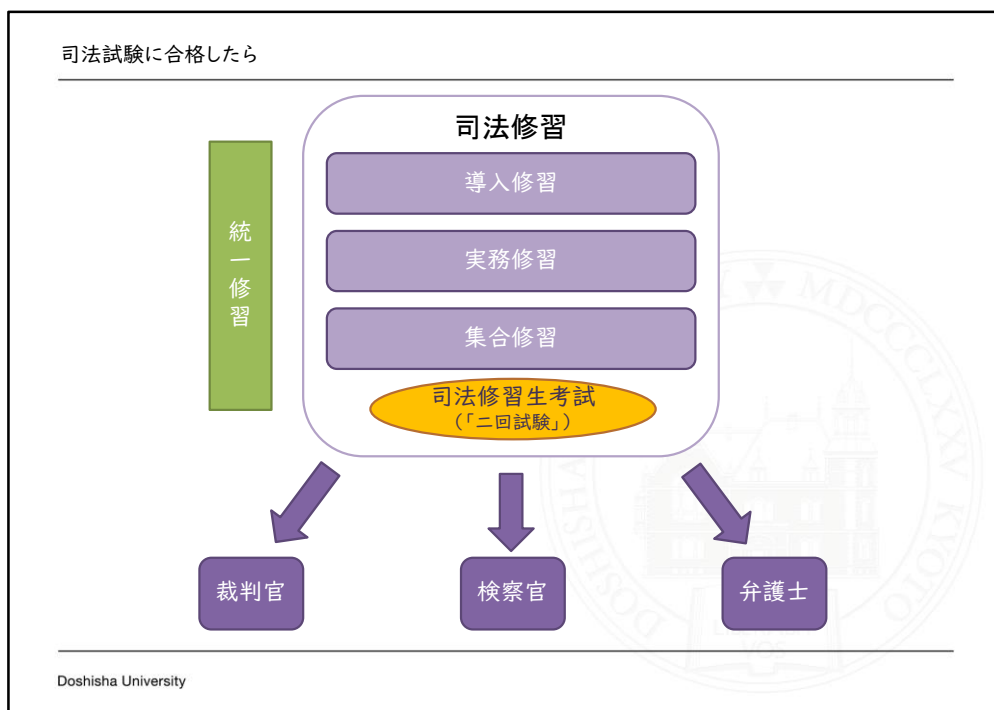
少し先の話ですが、司法試験の内容はどのようなものかについても、簡単に見ておきましょう。

司法試験では、短答式試験と論文式試験が実施されます。

現時点でみなさんが知っておくべき情報は、司法試験の受験科目です。

司法試験の受験科目には、①「基本7科目」と呼ばれる、憲法・民法・刑法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法・行政法と、②選択科目があります。

基本7科目は重要であり、その中でも、「上3法」と呼ばれることのある憲法・民法・刑法は、とくに重要な科目だと言ってよいでしょう。

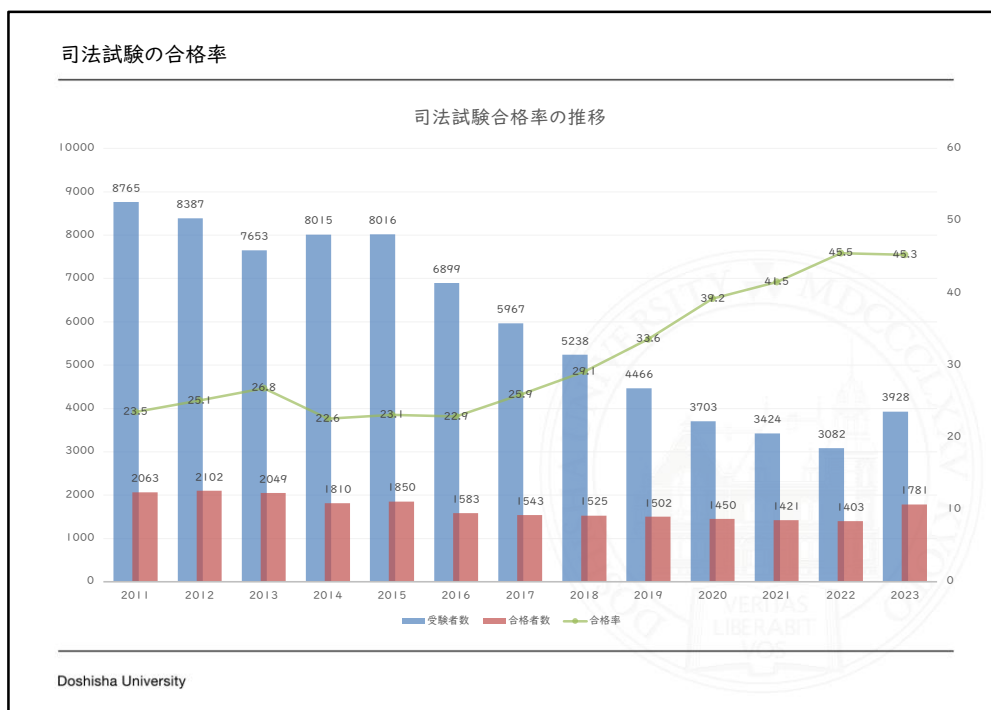


さらに先の話になりますが、司法試験に合格した後の話も、少しだけしておきましょう。司法試験に合格しても、すぐに法曹になれるというわけではなく、司法修習を終える必要があります。

司法修習は、導入修習→実務修習→集合修習の順番で行われます（厳密に言えば、実務修習には、分野別実務修習と選択型実務修習があり、選択型実務修習と集合修習のどちらを先に修習するかは、実務修習地によって異なります）。実務修習では、配属地の裁判所・検察庁・弁護士事務所で、実際の事件の取扱いを体験的に学びます。集合修習では、司法研修所で、起案練習などが行われます。修習期間の最後に、「二回試験」と呼ばれる考試に合格すれば、法曹になることができます。

司法修習のカリキュラムは、進路にかかわらず、同じです。つまり、将来裁判官になる人も、検察官になる人も、弁護士になる人も、同じ内容の教育を受けることになります（「統一修習」と呼ばれています）。

司法修習生は、司法修習終了後に、それぞれの進路に進むことになります。



司法試験に話を戻しましょう。

司法試験は難しいと言われており、合格できるか心配、という人も多いと思います。

実際には、司法試験の合格率の推移は、グラフに示したとおりで、昨年の合格率は約45%です。

また、司法試験は1度しか受験できないわけではなく、5年間つまり5回の受験機会があり、累積合格率は60~70%だと言われています。

ちなみに、予備試験の合格率は3~4%と低く、かなりの難関だと言えるでしょう。

ありうる選択肢

予備試験を受験するか

◆ 予備試験の受験者数・合格者数

	受験者数	合格者数
2023年	13,372人	479人
2022年	13,004人	472人
2021年	11,717人	467人
2020年	10,550人	442人
2019年	11,682人	476人
2018年	11,136人	433人
2017年	10,743人	444人
2016年	10,442人	405人
2015年	10,334人	394人

法曹養成プログラムの修了を目指すか

早期卒業を目指すか

Doshisha University

既に説明したように、司法試験受験資格を得るためには、①法科大学院への進学と、②予備試験合格という2つのルートがあります。

ですので、まずは、このどちらのルートを目指すのかが問題となります。もっとも、この2つのルートは、どちらかを択一的に選択しなければならないというものではありませんので、厳密に言えば、予備試験を受験するか否かの選択だというべきでしょう。そして、予備試験の合格率は低いので、予備試験を受験する人のほとんどは、法科大学院への進学も視野にいらています。

法科大学院への進学を考えた場合にも、選択肢はいくつかあります。

問題となるのは、第1に、「法曹養成プログラム」（いわゆる法曹コース）の修了を目指すか否か。第2に、「早期卒業制度」を利用するかどうか、です。なお、法科大学院に進学する人のための早期卒業制度には2種類あるので、早期卒業を目指す場合には、そのどちらの制度を利用するのも、問題となります。

以下では、法曹養成プログラムの修了を目指す場合の注意点と、早期卒業を目指す場合の注意点について、簡単に説明します。

法曹養成プログラムの修了を目指す場合の注意点

法曹養成プログラムの履修例

		1年次	2年次	3年次	4年次
法曹養成プログラム必修科目 ・ 法曹養成プログラム ・ 法曹養成プログラム ・ 法曹養成プログラム	(統治の原理 I)		(統治の原理 II)		
			人権保障の原理 I		
	民法 Ia (総則①) 民法 II (物権)	民法 Ib (総則②) 民法 IIIa (債権総論①) 民法 IIIb (契約)	民法 IVa (担保物権) 民法 IVb (債権総論②) 民法 V (不法行為)	民法 IVa (親族)	民法 IVb (相続)
	刑法総論 I	刑法総論 II	刑法各論 I	刑法各論 II	
			刑事訴訟法	刑事訴訟法 II	
			刑事訴訟法 I	刑事訴訟法 II	
				行政法総論 I	行政法総論 II
				憲法特論 I 憲法特論 II	
		会社法特論 I	会社法特論 II		行政法特論
				司法特論 I 司法特論 II	司法特論 III 司法特論 IV

早期卒業  
希望登録
法科大学院  
入試合格
早期卒業

【終了要件】  
60単位  
(必修科目)  
GPA3.0  
(必修・選択科目)  
法科大学院  
入学試験合格

Doshisha University

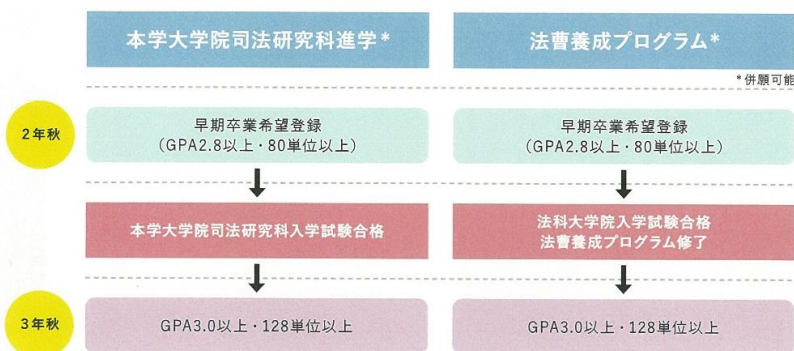
まず、法曹養成プログラムの修了を目指す場合の注意点について。

法曹養成プログラムの詳細については、別途用意されている説明資料やパンフレットを見てほしいのですが、要するに、①法曹養成プログラム必修科目をすべて履修し(60単位)、②プログラム科目(必修・選択)のGPAが3.0以上あり、かつ、③法科大学院入試に合格すれば、法曹養成プログラム修了者となることができます。法曹養成プログラムの科目にどのようなものがあるかについては、スライドの履修例を参照してください。

現段階で注意しておいてほしいのは、1年次から、法曹養成プログラム必修科目の一部と、必修科目の登録要件となっている科目が配当されているということです。具体的には、必修科目としては、「民法 Ia (総則①)」、「民法 II (物権)」および「刑法総論 I」が、必修科目の登録要件となっている科目としては、「統治の原理 I」が、配当されています。法曹養成プログラム修了を目指す人には、これらの科目を1年次から履修しておくことをお勧めします。



## 早期卒業を目指す場合の注意点



Doshisha University

次に、早期卒業を目指す場合の注意点について。

法科大学院に進学する人のための早期卒業制度は、2種類あります。

1つは、同志社大学の法科大学院（正式名称は「同志社大学大学院司法研究科」）への進学を希望する人向けのものです。もう1つは、法曹養成プログラムのためのものです。

いずれについても、2年次秋学期の終わりに、早期卒業希望登録をし、一定の要件を満たしたうえで、3年次秋学期終了時点でGPA3.0以上・128単位以上を取得していれば、3年で学士の学位を取得することができます。

両者で異なるのは、上記の「一定の要件」の内容です。

同志社大学大学院司法研究科進学希望者向けの早期卒業制度では、同志社大学大学院司法研究科の入学試験のうち、後期日程の入学試験に合格することが要件となっています。

これに対し、法曹養成プログラムのための早期卒業制度では、①法科大学院の入学試験（どの大学の入学試験か、特別選抜か一般選抜か、前期日程か後期日程かを問いません）に合格することと、②法曹養成プログラムを修了することが要件となっています。

なお、上記の2つの早期卒業制度は、併願することが可能です。

*Fin.*

同志社大学  
Doshisha University



裁判官・検察官・弁護士を目指している人向けのガイダンスは、以上でおしまいです。ここまでの説明でお分かりいただけたように、法曹になるためのルートは1つではありません。利用できる制度も1つではありません。法曹を目指すみなさんには、早いうちから必要な情報を収集し、利用可能な制度を比較検討して、自分に合ったルートを選択するようにしていただきたいと思います。

頑張ってください!